

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第113号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表上京区役所及び東山区役所の款中「及び東山区役所」を「，東山区役所及び西京区役所」に改め，同表南区役所の款地域力推進室の項中「総務・防災課長」を「総務・防災課長 企画課長」に改め，同表西京区役所の款を削り，同表伏見区役所の款保健福祉センターの項中「保護第八係長」を削る。

第6条第3項健康福祉部の款健康長寿推進課の項中第10号から第13号までを削り，第14号を第10号とし，第15号から第27号までを4号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)